

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次		
告示		ページ
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（2件）	（税務課）	1
◎告示（新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定）の一部改正	（危機管理・防災課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出	（福祉指導課）	1
○道路の区域変更（2件）	（道路課）	1
監査公表		
○定期監査の執行結果（税務課ほか）		2
入札公告		
○一般競争入札（据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置の購入）の公告（公営企業局 県立病院課）		5

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第616号**  
 地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成25年10月15日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名  
大旺商事株式会社 代表取締役 清水 基幸
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
高知市仁井田1625番地2
- 取消し年月日  
平成25年7月1日

**高知県告示第617号**  
 地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成25年10月15日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 名称及び代表者の氏名  
株式会社武井石油店 代表取締役 武井 勝一
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
室戸市室津2664番地1
- 取消し年月日  
平成25年9月1日

**高知県告示第618号**  
 平成25年9月高知県告示第545号（新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年10月15日  
 高知県知事 尾崎 正直

表中  
「

南国市明見字中野526番地1	高知県厚生農業協同組合連合会 J A 高知病院
----------------	-------------------------

」

を  
「

南国市明見字中野526番地1	高知県厚生農業協同組合連合会 J A 高知病院
南国市岡豊町小蓮185番地1	国立大学法人高知大学高知大学医学部附属病院

」

に、  
「

高知市大原町80番地2	一般社団法人高知県LPガス協会
-------------	-----------------

」

を  
「

高知市大津乙1842番地1	中澤氏家薬業株式会社
香川県高松市田村町948番地	株式会社幸耀
香川県高松市国分寺町富家甲1255番地10	四国アルフレッサ株式会社
愛媛県松山市高野町甲1番地1	株式会社アスティス

」

高知市大原町80番地2	一般社団法人高知県LPガス協会
愛媛県今治市南大門町二丁目2番地の4	四国瓦斯株式会社

に改める。  
**高知県告示第619号**  
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年10月15日  
 高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年7月5日	有限会社フロル・デ・コルサ 宿毛市中央三丁目6-13	ホームヘルプサービス菜の花 宿毛市平田町戸内223-1 訪問介護 介護予防訪問介護
”	”	居宅介護支援事業所菜の花 宿毛市平田町戸内225-1 居宅介護支援

**高知県告示第620号**  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 195号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市葛島一丁目 385番2地先から 高知市葛島一丁目 386番1まで	前	13.0 }	40
	後	14.1 }	
高知市葛島一丁目 385番2から 高知市葛島一丁目 386番1まで	前	16.6	40
	後	18.1	

高知県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町字保木 山乙5268番地先から 高岡郡佐川町字保木 山乙5270番地先まで	前	7.9 }	77
	後	12.0 }	
		28.6	
		35.9	77

監 査 公 表

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月15日

高知県監査委員 中面 哲  
同 桑名 龍吾

同 坂本 千代  
同 朝日 満夫

第1 監査の実施

平成25年度本庁106機関に対して定期監査を実施し、平成25年7月26日から同年8月22日まで委員監査を行った。

執行機関	対象機関	計
知事部局	総務部13、危機管理部3、健康政策部6、地域福祉部7、文化生活部7、産業振興推進部6、商工労働部6、観光振興部3、農業振興部9、林業振興・環境部8、水産振興部5、土木部14及び会計管理局2	89機関
教育委員会	事務局12	12機関
警察本部	本部1	1機関
その他の機関	議会事務局1、監査委員事務局1、人事委員会事務局1及び労働委員会事務局1	4機関
総計	106機関	

なお、監査を実施した機関及び監査年月日は、別表のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財務に関する事務の執行は、全般的には、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の表のとおり一部に不適正な執行が見られた。

なお、指摘事項等のない機関は、57機関となり、前年度（48機関）より増加している。

(単位：件)

事務の区分	特別指摘事項	指摘事項	注意事項	検討事項	計
収入事務			7		7
支出事務 (補助金事務)		3 (2)	20 (9)	8 (6)	31 (17)
契約事務		1	38	3	42

財産・物品管理			5		5
服務管理					
給与・旅費支給事務			5		5
庶務関係事務			2		2
その他の事務					
計		4	77	11	92
機関数		4機関	41機関	10機関	49機関
注 「機関数」欄の計は、指摘等を受けた機関の実合計数である。					

まず、件数で見ると、指摘事項は前年度の15件から4件に、注意事項も90件から77件に減少し、全体では105件から81件に減少しているが、依然として半数近い機関で不適正な事務処理が見られ、一部の機関においては、注意事項が複数あった。

次に、事務区分別に見ると、指摘事項については、支出事務に係るものが3件、契約事務に係るものが1件となっている。注意事項については、契約事務に係るものが38件と最も多く、次に支出事務に係るものが20件、このうち補助金事務に係るものが9件であり、その他に収入事務に係るものが7件、財産・物品管理に係るもの及び給与・旅費支給事務に係るものがそれぞれ5件などとなっている。

指摘事項及び注意事項の事務区分別の概要は、次のとおりである。

(1) 収入事務について

指摘事項はなく、注意事項では、収入調定事務の遅れが複数あるほか、調定額の誤り、収入証紙の消印漏れなどが見られた。

(2) 支出事務について

指摘事項は、補助金事務に係るものが2件であり、その内容は、交付の決定が大幅に遅延したもの及び繰越明許費の支出負担行為を行っていなかったものである。補助金事務以外の事務では、歳入歳出外現金の管理が著しく不適正なものが1件あった。

また、注意事項でも補助金事務に係るものが多く、交付の決定の遅延、変更手続漏れ及び交付要綱に暴力団排

除措置を規定していないものが複数の所属で見られた。補助金事務以外の事務では、不経済な支出、支給額誤り、概算払及び資金前渡の精算の遅れなどがあった。

### (3) 契約事務について

指摘事項は、随意契約の予定価格を誤っていたものである。また、注意事項では、契約書の不備が多く、特に、仕様書等の添付漏れが多数見られるほか、昨年度より減少したものの、依然として契約書に暴力団排除措置を規定していないものが複数の所属で見られた。また、入札事務の誤り、契約の変更が不適正なもの及び長期継続契約に関する契約書の誤りが見られた。

そのほか、契約書をすり消し訂正しているもの、証拠書類として保管している袋綴じの契約書を切り離しているものなど、基本的な事務処理知識が欠如していると思われるものもあった。

### (4) 財産・物品管理について

指摘事項はなく、注意事項では、県有財産の貸付契約を行っていなかったもの、重要物品の管理が不適切なものなどが見られた。

なお、昨年度に多くの機関で見られた切手類の記帳漏れは、認められなかった。

### (5) その他の事務について

給与・旅費支給事務の注意事項では、時間外勤務手当の支給誤り及び食糧費と旅費との調整漏れがあり、庶務関係事務の注意事項では、自家用車登録簿の記載漏れが複数あった。

これらの指摘事項及び注意事項の多くは、職員の財務会計の基本の理解が不足していること及び管理職員等を始めとする職員間の日常の基本的なチェックが不十分であったことによるものと認められる。

特に、補助金事務に関する不適正な事務処理は、昨年度に比べて件数は減ったものの、依然として指摘事項も注意事項も多く見られる。これは、補助金交付要綱に基づくチェック不足、補助事業者に対する説明不足など補助事業の進行管理が十分でないことによるものと認められる。

今後は、職員の財務会計事務処理能力の向上に一層取り組むとともに、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の強化を図り、適正な執行が確保されるよう強く求める。

また、検討事項として、補助金交付要綱の見直し、一般競争入札の競争性を高める方法についての検討などを求めたところであり、今後の速やかな対応を求める。

なお、今回の監査においては、補助金事務を重点項目とし、平成24年度に100万円を超える交付実績がある補助金のうち一般財源のみを財源とする185補助金を抽出して監査を行った。

その結果は、前述した補助金事務に関する指摘のとおりであるが、事業の有効性の視点から見てみると、補助金交付要綱に交付申請時に成果指標を設定させ、実績報告時にも成果指標による捕捉・評価を行う規定を設けているものは、一部にとどまっており、明確な数値目標を掲げアウトカムを意識して仕事を進めるためにも、成果指標等の設定について幅広く検討し、活用されるよう努められたい。

## 2 指摘事項

指摘事項の対象機関及び具体的な内容は、次のとおりである。

### (1) 税務課（支出事務）

自動車取得税及び登録時の自動車税に係る歳入歳出外現金について、平成11年度に歳入歳出外現金の余剰金として一般会計に払い出した際に、誤って翌年度へ繰り越すべき分（証紙代金収納計器始動票札の未使用分）も含めて払い出したことにより、残額が13,292,900円不足していることが平成24年度になって判明した。

なお、この不足額については、平成25年2月に一般会計歳出予算から払出しをして歳入歳出外現金へ受入れを行っていた。

このことは、長年にわたって歳入歳出外現金の残額確認を行ってこなかったことによるものであり、歳入歳出外現金の適正な執行及び管理について（平成21年7月3日付け21高企第143号）に反する不適正な事務処理である。

### (2) 医療政策・医師確保課（支出事務（補助金事務））

平成24年度救急医療施設運営費補助金における小児救急医療支援事業について、補助金交付申請書を平成24年8月に受理したまま事務処理を失念し、補助金の交付の決定を平成25年3月31日付けで行っていた。

また、同補助金の救急勤務医支援事業については、補助金交付申請書を平成24年7月に受理しているが、同年10月になって補助金の交付の決定を行っていた。

これは、補助金等の交付の決定について定めた高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

### (3) 公園下水道課（支出事務（補助金事務））

平成25年度へ繰越しとなった高知県農業集落排水事業費補助金については、繰越明許費の配当があった平成25年度当初に行うべき支出負担行為を行っていなかった。

これは、支出負担行為決議書を作成する時期について定めた高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第6項の規定に反する不適正な事務処理である。

### (4) 住宅課（契約事務）

平成24年度健康・省エネ住宅推進調査委託業務の地方

自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約において、予定価格調書の予定価格欄に消費税相当額を含めた金額を記載すべきところ、消費税相当額を含めない金額を記載し、また、見積書にも消費税相当額を含めた金額を記載させるべきところ、消費税相当額を含めない金額を記載させて契約していた。

なお、この予定価格調書には、随意契約においては設定すべきでない最低制限価格を設定していた。

これは、予定価格の決定について定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第31条の3の規定に反する不適正な事務処理である。また、予定価格調書の様式及び最低制限価格を設ける要件について定めた高知県会計事務処理要領（平成19年4月1日付け19高企第3号）第5章第2節の5（4）及び（5）の規定に反する不適正な事務処理である。

以上、指摘を受けた機関においては、今後このようなことのないよう適正な事務の執行を強く求める。

## 3 注意事項

注意事項の主なものは、次のとおりである。

### (1) 収入事務

- ア 収入調定事務が遅れていたもの
- イ 収入調定額を誤っていたもの
- ウ 収入証紙の消印が漏れていたもの

### (2) 支出事務

- ア 補助金の交付の決定が遅れていたもの
- イ 補助金の変更交付の申請を受けていなかったもの
- ウ 補助金実績報告書に必要な書類が添付されていなかったもの
- エ 補助金交付要綱に暴力団排除措置の規定を定めていなかったもの
- オ 不経済な支出及び限度額を超える支出が行われていたもの
- カ 賃金の支給額を誤っていたもの
- キ 概算払及び資金前渡の精算が遅れていたもの

### (3) 契約事務

- ア 長期継続契約とすべきものをしていないなど契約方法が不適切なもの
- イ 契約書に暴力団排除措置、談合等の不正行為が行われた場合の契約解除などの規定を定めていないもの
- ウ 遅延利息の率及び契約締結日を誤っているもの
- エ 仕様書などを契約書に添付していないもの
- オ 契約書をすり消し訂正しているもの及び証拠書類として保管している袋綴じの契約書を切り離しているもの

- カ 指名通知の予定価格の誤りにより落札決定を取り消し、入札をやり直したもの
  - キ 複数単価契約の予定価格を誤っていたもの
  - (4) 財産・物品管理
    - ア 貸付契約を行わずに県有財産を使用させていたもの
    - イ 重要物品台帳及び物品貸付簿を備えていなかったもの
    - ウ 公用車の稼働実績が1年間に1日もないもの
  - (5) 給与・旅費支給事務
    - ア 時間外勤務手当の支給額を誤っていたもの
    - イ 食糧費と旅費との調整を行っていなかったもの
  - (6) 庶務関係事務
    - 自家用車登録簿に登録していない車両を公務に使用していたもの
- 以上のような事項を始めとして、注意を受けた機関においては、今後、適正な事務処理を行うよう求める。
- 4 検討事項
- 検討事項の概要は、次のとおりであり、それぞれ該当する機関において事務改善に向けた速やかな検討を求める。
- (1) 補助金交付要綱の見直しについて
    - ア 補助対象経費を明確にするよう検討を求めるもの
    - イ 消費税・地方消費税についての規定を設けるよう検討を求めるもの
    - ウ 軽微な変更を含む変更承認規定を整理するよう検討を求めるもの（3件）
    - エ 取得財産の管理規定を設けるよう検討を求めるもの
  - (2) 不動産鑑定の実施基準について
    - 費用対効果を考慮した実施基準を定めるよう検討を求めるもの
  - (3) 利用料金制の導入について
    - 指定管理者制度における利用料金制の活用を図る検討を求めるもの
  - (4) 予定価格の積算根拠について
    - 予定価格の積算根拠について検討を求めるもの
  - (5) 委託料の概算払について
    - 経費の執行状況を考慮した概算払を行うよう検討を求めるもの
  - (6) 一般競争入札の実施方法について
    - 仕様書の充実、準備期間の確保などにより、新規参入を促し、競争性を高める入札の実施方法について検討を求めるもの
- 5 共通検討事項
- 今回の監査の重点項目である補助金事務に関しては、昨年度に共通事項として検討を求めていたところであり、その結果、会計管理局の「補助金申請等のポイント」の作成、職員

研修の実施などを通じて、一定の成果は上がっていると認められる。

しかしながら、前述の個別の検討事項でも指摘したように、補助金交付要綱自体の見直しが必要なものも散見されることから、全庁を通じた統一的な視点でのチェックリストの整備、総点検の実施、合議ルートを活用した組織的な取組などについて全庁的な検討を求める。

別表

委員監査を実施した機関及び監査年月日

機関名	委員監査日	備考
秘書課	平成25年8月21日	指摘等なし
政策企画課	平成25年8月21日	指摘等なし
広報広聴課	平成25年8月16日	指摘等なし
文書情報課	平成25年8月19日	指摘等なし
法務課	平成25年8月21日	指摘等なし
行政管理課	平成25年8月21日	指摘等なし
人事課	平成25年8月21日	指摘等なし
職員厚生課	平成25年8月19日	
財政課	平成25年8月19日	指摘等なし
税務課	平成25年8月19日	
市町村振興課	平成25年8月16日	
統計課	平成25年8月21日	指摘等なし
管財課	平成25年8月16日	指摘等なし
危機管理・防災課	平成25年8月1日	
南海地震対策課	平成25年8月1日	指摘等なし
消防政策課	平成25年8月1日	指摘等なし
健康長寿政策課	平成25年7月31日	
医療政策・医師確保課	平成25年7月31日	
医事業務課	平成25年7月31日	
国保指導課	平成25年7月31日	指摘等なし
健康対策課	平成25年8月8日	指摘等なし
食品・衛生課	平成25年8月8日	指摘等なし
地域福祉政策課	平成25年8月2日	
高齢者福祉課	平成25年8月2日	
ねんりんピック推進課	平成25年8月2日	指摘等なし
障害保健福祉課	平成25年8月2日	
児童家庭課	平成25年8月5日	
少子対策課	平成25年8月7日	指摘等なし
福祉指導課	平成25年8月7日	
文化推進課	平成25年7月31日	指摘等なし
国際交流課	平成25年7月31日	
まんが・コンテンツ課	平成25年7月31日	指摘等なし
県民生活・男女共同参画課	平成25年7月31日	

私学・大学支援課	平成25年7月31日	指摘等なし
人権課	平成25年7月31日	
情報政策課	平成25年8月1日	
計画推進課	平成25年8月2日	
地産地消・外商課	平成25年8月2日	
地域づくり支援課	平成25年8月2日	
中山間地域対策課	平成25年7月26日	
鳥獣対策課	平成25年7月26日	
交通運輸政策課	平成25年7月26日	
商工政策課	平成25年7月26日	指摘等なし
工業振興課	平成25年7月26日	指摘等なし
新産業推進課	平成25年7月26日	指摘等なし
経営支援課	平成25年8月7日	
企業立地課	平成25年8月7日	
雇用労働政策課	平成25年7月26日	指摘等なし
観光政策課	平成25年8月1日	
地域観光課	平成25年8月1日	指摘等なし
おもてなし課	平成25年8月1日	
農業政策課	平成25年8月14日	
農地・担い手対策課	平成25年8月15日	
協同組合指導課	平成25年8月14日	指摘等なし
環境農業推進課	平成25年8月16日	
産地・流通支援課	平成25年8月16日	指摘等なし
地域農業推進課	平成25年8月19日	指摘等なし
畜産振興課	平成25年8月19日	
農業基盤課	平成25年8月21日	
競馬対策課	平成25年8月21日	指摘等なし
林業環境政策課	平成25年8月7日	指摘等なし
森づくり推進課	平成25年8月7日	指摘等なし
林業改革課	平成25年8月14日	指摘等なし
木材産業課	平成25年8月14日	指摘等なし
治山林道課	平成25年8月15日	指摘等なし
新エネルギー推進課	平成25年8月15日	指摘等なし
環境共生課	平成25年8月15日	指摘等なし
環境対策課	平成25年8月15日	指摘等なし
水産政策課	平成25年8月14日	指摘等なし
漁業管理課	平成25年8月14日	
漁業振興課	平成25年8月16日	
合併・流通支援課	平成25年8月16日	指摘等なし
漁港漁場課	平成25年8月16日	
土木企画課	平成25年8月5日	指摘等なし
建設管理課	平成25年8月5日	指摘等なし
建設検査課	平成25年8月5日	指摘等なし
用地対策課	平成25年8月8日	指摘等なし
河川課	平成25年8月8日	

防災砂防課	平成25年8月8日	
道路課	平成25年8月8日	
都市計画課	平成25年8月15日	指摘等なし
公園下水道課	平成25年8月14日	
住宅課	平成25年8月15日	
建築指導課	平成25年8月14日	指摘等なし
建築課	平成25年8月15日	
港湾振興課	平成25年8月16日	
港湾・海岸課	平成25年8月16日	
会計管理課	平成25年8月21日	
総務事務センター	平成25年8月21日	指摘等なし
教育政策課	平成25年8月5日	指摘等なし
教職員・福利課	平成25年8月7日	指摘等なし
学校安全対策課	平成25年8月5日	指摘等なし
幼保支援課	平成25年8月5日	
小中学校課	平成25年8月8日	指摘等なし
高等学校課	平成25年8月5日	指摘等なし
特別支援教育課	平成25年8月7日	指摘等なし
生涯学習課	平成25年8月7日	
新図書館整備課	平成25年8月7日	
文化財課	平成25年8月8日	
スポーツ健康教育課	平成25年8月8日	
人権教育課	平成25年8月8日	指摘等なし
議会事務局	平成25年8月19日	指摘等なし
監査委員会事務局	平成25年8月22日	指摘等なし
人事委員会事務局	平成25年8月19日	指摘等なし
労働委員会事務局	平成25年8月19日	指摘等なし
警察本部	平成25年8月22日	指摘等なし

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年10月15日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月14日

(4) 納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登載されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成25年10月15日（火）から同年11月1日（金）まで

（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成25年10月15日午前9時から同年11月1日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年11月25日（月）午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年11月22日（金）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目1番19号 高知県職員能力開発センター 203

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年11月1日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無  
無

(7) 契約書作成の要否  
要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年11月1日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口  
3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type of product required for purchase: Digital subtraction angiography 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Friday 1 November 2013

(3) Date and time for the submission of bid tender: 11:00 A.M. on Monday 25 November 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Friday 22 November 2013)

(4) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4634